

複数事業所による協働体制を実現するための事業所の検討課題
～指定特定相談支援事業所間一体的管理運営のための協定書より抜粋～

令和5年12月25日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

1. 運営委員会の開催
月1回、要件を満たしているか確認する。
2. 運営規定、重要事項説明書の記載
一体的な管理運営を行っている旨を記載する。
3. ケース共有会議、事例検討会等の開催
月2回以上、共同で実施する。(全職員参加)
4. 伝達を目的とした会議の開催
週1回、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を開催する。
5. 連絡体制の確保
●●●●●●
24時間の連絡体制を確保する。必要に応じて、利用者等の相談に対応する体制を確保する。
6. 現任研修を修了した相談支援専門員の同行
新規に採用した全ての相談支援専門員に対して、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施する。
7. 事例検討会の開催
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加する。
8. 専門員の配置
各々の指定特定相談支援事業所において、常勤の相談支援専門員を1名以上配置する。
9. 取扱件数について
相談支援専門員の1月の取扱件数を40件未満にする。
10. 構成員の責任
一体的管理運営の実施に関して連帯して責任を負う。
11. 記録の保存
議事について記録を作成し5年間保存する。

以上